

## 医療機関の診療録開示請求手数料に係る意見書

診療録（カルテ）の開示・謄写請求の手数料について、個人情報保護法（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）第33条第2項に、病院など個人情報取扱事業者が「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」を定めるという旨の記載があり、厚生労働省も、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日、医政発第0912001号別添。以下、単に「指針」という。）を定められているところである。

一方、この「実費」「合理的な」額が不明瞭で、病院によっては5千円以上、報道によれば、5万円などの法外な金額を請求する病院もあるという。医師が対面して、問診や触診、目視で身体の総合診療をする、「初診料」の保険適用前として282点、2,820円。3割負担保険適用なら850円であることを考えても、これら料金の算定の合理性・妥当性について、医療機関には、患者等に対する明確な説明が求められるところである。

カルテは、患者自身の情報であり、「インフォームド・コンセント」（十分な説明・納得と同意に基づく医療）、すなわち患者が自身の疾患情報について知り、納得の上で今後の治療等に生かすためにも、こういった高額な金額設定は、患者の情報公開請求権・自己情報コントロール権（法の制度趣旨）の行為を委縮させてしまう。

については、本議会として、次の項目について、強く要請する。

- 1 厚生労働省として、いわゆる特定機能病院に対するスクリーニング調査にとどまらず、全国の医療機関における診療録開示に係る手数料や、開示手続き設定の妥当性等について、実態を調査すること。
- 2 その上で、法ないしその施行規則などに、開示手数料等の上限額や基準を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年7月2日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣